

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市土地区画整理事業仮設住宅等使用規則（昭和37年規則第18号）第3条第3項	仮設住宅等の使用期間延長許可	市街地整備課 盛岡南整備課

- 1 審査基準は、仮設住宅等の使用期間の延長を必要とする使用者の特別の事情が適当であると市長が認めたときとする。
- 2 標準処理期間は、14日とする。